

一般競争入札の公告

令和6年度公立大学法人滋賀県立大学学舎等設備保守管理業務委託契約について、次のとおり一般競争入札を行うので、公立大学法人滋賀県立大学契約事務取扱規程（平成18年公立大学法人滋賀県立大学規程第54号。以下「取扱規程」という。）第4条の規定により公告する。

令和6年2月19日

公立大学法人滋賀県立大学理事長 井手 慎司

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名および数量 令和6年度公立大学法人滋賀県立大学学舎等設備保守管理業務委託 一式
- (2) 委託業務の内容等 入札説明書および別冊仕様書（以下「入札説明書」という。）による。
- (3) 委託期間 令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）まで

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 取扱規程第3条に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止または公立大学法人滋賀県立大学における物品購入等契約に関する取引停止等の取扱要綱による取引停止等の措置期間中でないこと。
- (3) 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の2各号のいずれにも該当しないものであること。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体およびその構成員でないこと。
- (5) 滋賀県物品の買入等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められて、公示日において滋賀県物品・役務および庁舎等管理業務に係る競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

（営業種目）大分類 役務 中分類 運転監視

（希望順位）第1位、第2位または第3位

- (6) 公告日を含む年度を基準年度とし、基準年度を含め過去5年度において、1件5,000万円以上（複数年契約にあっては1事業年度あたり）（消費税および地方消費税を含む）の運転監視（設備機器運転監視）請負契約の履行実績を有するものであること。なお、契約内容については、民間建物における設備機器運転監視（契約の相手方が民間）についても認めるものとする。
- (7) 入札参加者および代理人は、入札説明書に示す「入札参加資格確認申請書」を、令和6年3月4日（月）17時までに3(1)に示す場所に持参または郵送にて提出しなければならない。

3 入札執行の日時、場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問い合わせ先 滋賀県立大学財務課施設管理係
〒522-8533 彦根市八坂町2500 TEL 0749-28-8207
- (2) 契約条項を示す期間 令和6年2月19日（月）から令和6年3月4日（月）まで（土曜日および日曜日を除く。）の9時から17時まで
- (3) 入札説明書の交付方法 滋賀県立大学のウェブサイトからのダウンロードによる。
- (4) 入札説明会の日時および場所 行わない。
- (5) 入札の日時および場所 令和6年3月5日（火） 14時 滋賀県立大学A0棟第2会議室
- (6) 開札の日時および場所 入札の終了後直ちに入札者立会いの上行う。

4 入札方法等

- (1) 入札執行については、公立大学法人滋賀県立大学会計規則（平成18年公立大学法人滋賀県立大学規則第4号）および取扱規程の規定によるものとする。
- (2) 入札金額は業務請負総額（1年分）を記載すること。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

5 最低制限価格 設ける。

6 保証金 入札保証金および契約保証金については免除とする。

7 契約書の作成の要否 要

8 郵送等による入札の可否 否

9 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

(1) 取扱規程第 15 条の規定に該当する入札

(2) 虚偽の申請を行った者のした入札

10 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行することができると公立大学法人滋賀県立大学が認めた入札参加者であって、取扱規程により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

12 その他必要事項

(1) その他詳細は、入札説明書等による。

(2) 本手続きは次年度当初予算成立を前提とした年度開始前からの準備手続きであり、予算成立後に効力を生ずる事業であるので、当初予算が否決されたまたは本件予算が削除された場合は落札者決定後であっても契約を締結しないことがある。